

令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する住宅確保要配慮者への住宅の確保を図るため、市内に存する一戸建て住宅について、法第9条第1項第7号に規定する専用住宅（以下「セーフティネット専用住宅」という。）として青森県知事の登録を受けた者に対して、令和4年度予算の範囲内において、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和4年5月2日以降に国土交通省が運用する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページ上で当該住宅をセーフティネット専用住宅として登録された住宅を所有する者。
- (2) セーフティネット専用住宅として登録をした日から継続して1年以上当該住宅を管理する見込みがあること。
- (3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(奨励金)

第3条 奨励金の額は、セーフティネット専用住宅として登録した一戸建ての住宅1戸につき5万円とする。

2 奨励金の交付の回数は、同一の住宅につき1回限りとする。

(奨励金の交付の申請)

第4条 奨励金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年3月31日までに、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) セーフティネット専用住宅として登録したことを証明する書類
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 市税に滞納がないことを証する書類

(奨励金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び奨励金の交付の可否を決定し、当該申請者に令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(奨励金交付の決定の取消し)

第6条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 奨励金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 交付決定者が不正な手段等により奨励金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) セーフティネット専用住宅として登録を開始してから1年以内に、専用住宅としての登録を解除したとき。
- (4) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の決定をしたときは、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分についてすでに奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(奨励金の請求)

第8条 交付決定者は、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金を請求するときは、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録事業奨励金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。